

質問

質問事項1：新型コロナウイルス感染症対策

質問要旨：

国交付金活用の今定例会予算を高く評価する。

1 埼玉県との連携について

- ・埼玉県、また県管轄の保健所との情報共有・連携が必要と考える。現在課題をどのように捉え、今後どのように連携をしていくか、見解は。

2 吉川市立小中学校について

- ・休業中の動きとして、児童生徒、家庭と学校のコミュニケーションをより密に取る努力をすべきではなかったか。また、児童生徒に対し、学びの提供の機会を止めないよう教育行政としてリーダーシップを発揮する必要があったのではないか。見解は。
- ・児童生徒、また教職員に感染者が出た場合、および感染が疑われる症状が一定数現れた場合のガイドラインは。
- ・第2波、第3波への備えとして、また学校へ行くことが難しい児童生徒への対応にも活用が可能である ICT 活用の推進を一層進める必要がある。備えとして、児童生徒、教職員ともに端末操作を学校現場で行えることが望ましいと考えるが、今定例会の予算付け以降の見通しは。

3 市民生活について

- ・消費活動の喚起と、感染拡大抑制のバランスをどのように考えるか。
- ・市民生活に等しく影響がある水道代の減免もしくは支払い猶予の設定を求めるが、見解は。

4 避難所について

- ・感染拡大防止の観点から、避難所への避難のみが避難行動ではないこと、在宅避難や分散避難とそれに伴う自助の推進の必要性をより広く啓発する必要があると考えるが、見解は。

答弁を求める者：市長・教育長・担当部長

回答

1 埼玉県との連携について

感染症の拡大防止におきましては、正しい情報を速やかに発信し、一人ひとりが不安を抱くことなく適切な行動をとることが重要と考えており、現在も県や県保健所と連携し、情報共有に努めております。

一方で、濃厚接触者調査等のため事業所に立ち入り調査を行った場合などにつきましては、陽性者が県外在住であった場合、埼玉県及び事業所所在地市町村からの情報発信がなく地域住民の不安感が増すこととなるため、陽性者が在住する県外自治体と埼玉県及び事業所所在地市町村が速やかに情報を共有し、発信できる仕組みの構築が課題と考えております。

また、情報発信において、内容確認や意思決定のため相互の連絡に時間を要した場合、

対応の遅れも発生することから、各地域の状況に則した対策を講じるためには、情報共有に加え、県と市町村が共同で取り組む体制構築も課題であると考えております。

これらの課題を解決するため、5月11日に埼玉県知事を訪問し、課題解決の仕組みづくりを提案するとともに、5月21日には埼玉県東部地域振興センター並びに草加保健所と意見交換を行いました。

その結果、県から県と市町村の連携強化を図るため、県内4か所の保健所に連絡調整を担う職員を配置するとともに、他の都道府県との情報連携についても検討していくとの連絡をいただきました。

今後は、この仕組みを活用し、一層、速やかかつ効果的な情報提供や感染防止策の実施が可能になるものと考えております。

2 吉川市立小中学校について

「児童生徒、家庭と学校のコミュニケーションをより密にする努力をするべきではなかったかの見解について」でございますが、この未曾有の事態の中、子どもたちの学びを止めることがないよう、各校ではそれぞれが子どもたちへのアプローチの方法について、様々な思案、試行を行い、また、学校間でその情報の共有を図っております。教育委員会といたしましては、まず、週ごとの学習計画を作成しホームページに掲載させることや保護者面談や家庭訪問を実施するよう指示したところでございます。更にその後、休業中の児童生徒の運動不足解消のために自宅でできるトレーニングに関するリンク集を作成し、各学校に周知いたしました。

その後、「学校の様子がよく分からない。」という保護者からの声があり、再度、各校にはホームページのコンテンツの整理や充実などをお願いいたしました。各校では、児童生徒に対する課題提示の他にも、先生の紹介や授業に関する動画を配信するなど、子どもたちに学校の様子を伝えられるような内容となるように工夫していたものと認識しております。また、FM ラジオ金のなまずでは、各小中学校長の児童生徒へのメッセージを放送させていただき、少しでも自らの学校を身近に感じてもらえるよう、努めたところでございます。

今後は、コミュニケーションのツールとしてのICTの活用に積極的に取り組みながら、まずは、再開後の児童生徒一人一人の心の小さな変化を見逃さずに、関係機関と連携しながら細やかに対応し、児童生徒が安心して登校できる学校づくりを進めてまいります。

次に「感染者が出た場合のガイドラインについて」でございますが、県が示したガイドラインを踏まえ、市独自のガイドラインを作成したところでございます。

ガイドラインには、発生時の対応の流れ、保護者宛ての文書、想定される報道機関向けQ&Aなどを明記しております。

このガイドラインを踏まえ、感染者が発生した場合には各関係機関と連携し対応を進めてまいります。

次に「ICT活用の推進に向けた今定例会の予算付け以降の見通しについて」でご

ございますが、今後は「GIGAスクール構想の実現」に伴う、一人一台の学習者用ICT端末の整備を進めるとともに、これまでも、市の情報教育推進委員会を通じた研修や、企業と連携した双方向によるオンライン授業を実施するための教職員研修を進めておりますが、今年度各学校に配置されるICT支援員を活用し、児童生徒全員分のIDおよびパスワードの作成等の管理や、実際の学習での利活用の場面を想定した研修の実施、児童生徒自身の操作への習熟等、適切な情報提供や研修を実施してまいります。その上で、再度の休校を見据えオンラインでの学習支援の体制整備について、更なる研究をすすめてまいります。

3 市民生活について

「消費活動の喚起と、感染拡大抑制のバランスについて」でございますが、新型コロナウイルス感染症対策におきましては、市民の命を守ることを第一に考え、小中学校の休業や公共施設の利用休止をはじめとする接触機会の低減等の対策を実施いたしました。

5月25日に緊急事態宣言が解除されましたが、新型コロナウイルスの脅威は現在も継続しております。なお予断を許さない状況ですが、感染予防と社会経済活動の段階的な再開を両立させるためには、接触機会の低減から接触をしても可能な限り感染を防止する感染機会の縮小へと移行する第二段階を迎えております。

その実現に向け、徹底した感染予防を行う「新しい生活様式」の定着と外出自粛等の緊急事態措置により、大きな影響を受けている市民生活を支えるとともに、市内経済の後押しを着実に推進してまいります。

引き続き、市民の不安を払拭するため、正確な情報を速やかに提供しつつ、感染拡大の防止対策を確実に実施するとともに、市民の皆様には、手洗いの励行や3密を避ける取組の実践に努めていただき、市民の皆様と力を合わせて新しい生活を構築し、価値ある未来を創ってまいりたいと考えております。

次に「市民生活に等しく影響がある水道代の減免もしくは支払い猶予」についてでございますが、令和2年3月18日付け厚生労働省からの通知により、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に水道料金の支払いに困難を来している方を対象として、その置かれた状況に配慮した支払い猶予等の対応など柔軟な措置の実施について要請がございました。

そのため当市水道事業におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響への対応として、一時的に水道料金の支払いが困難となっている方への支援が必要と考え、4月検針分から使用者に対して、支払い時期の猶予を行っており5月末現在で11件となっております。

また、緊急事態宣言以降の新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、一時的に水道料金の支払いが困難となった方を対象として、さらに、水道料金の減免についても検討を進めているところでございます。

今後につきましても、引き続き、生活困窮者に対して重点的に支援を行うとともに、感染症対策の予防として、手洗いをを行う事が重要とされているため、安全で安心な水道水を市民の皆様へ供給していきたいと考えております。

4 避難所について

「感染拡大防止の観点からの自助の啓発」についてでございますが、4月に内閣府から「避難所における新型コロナウイルスへの更なる対応」として、避難所における過密状態の防止策や感染症予防の対策が示されたところでございます。市では、これを受けて、自助の取り組みを推進していただくために、ホームページや広報誌において、分散避難の一つとして在宅避難や親戚・友人宅への避難を検討すること、また一方で、家屋の倒壊等、危険と判断した場合は躊躇せず避難することを呼びかけるとともに、感染症予防対策として、マスクや消毒液、体温計などを携行すること、そのほか、避難所内における環境衛生に関わるルールなどについて、市民に広く周知したところでございます。

今後につきましても、引き続き、講習会や出前講座など機会をとらえて周知、啓発に取り組んでまいります。

担当：健康長寿部健康増進課・教育部学校教育課・水道課・市民生活部危機管理課